

2020年6月9日制定

本ガイドラインは、『科学の健全な発展のために』（日本学術振興会）にもとづき、会員が研究活動を行う際に留意しなければならない事項について定めたものである。

（倫理的配慮）

第1条 研究を実施するにあたっては、倫理的問題が生じる可能性について事前に検討しなければならない。

第2条 人を対象とする研究を実施するにあたっては、研究代表者の所属組織に倫理審査委員会が設置されていれば、原則として審査を受けなければならない。

（調査研究の実施）

第3条 調査用紙（質問紙）やインタビュー調査の質問項目の文言は、対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。

第4条 調査によって得られたデータを偽造・捏造・改ざん竄してはならない。

第5条 質問紙等の調査関係資料及び結果データは、厳重に管理しなければならない。

第6条 人を対象とした調査を実施する場合は、調査対象者に対して調査目的、内容、公表の可能性について十分説明し、理解されたことを確認し、原則として、文書で同意を得なければならない。また、途中で回答をやめる、答えたくない質問に答えない権利があることを伝えなければならない。

第7条 判断能力が十分でない対象者については、その理解力に応じた分かりやすい言葉で説明するよう努め、本人の利益を損なわないよう最大限の配慮をしなければならない。

（研究成果の発表）

第8条 調査結果を発表する際には、原則として、調査対象者・地域・団体等の匿名性が守られなければならない。ただし、研究目的にとって必要不可欠な場合はその限りではない。

第9条 調査結果を改ざんしてはならない。また、調査結果の発表にあたっては、調査の継続過程が詳細に示されなければならない。

第10条 調査によって得られた情報は、本来の目的以外のために利用してはならない。

第11条 先行研究で用いられた調査項目の全部または一部を使用した場合には、発表する際にその旨を明示しなければならない。

第12条 事例研究や個別調査、あるいは実践報告の場合は、原則として、調査対象者を特定できないように匿名化して使用しなければならない。その際、事例等に加工が加えられている場合はその旨を表示しなければならない。

第 13 条 研究目的にとって必要不可欠である場合を除き、調査対象者からの同意の有無にかかわらず、調査結果の発表にあたり調査対象者の実名を公表してはならない。

第 14 条 共同研究の成果の発表にあたっては、会員は研究過程と成果への貢献に応じた取り扱いを受けなければならない。研究に直接貢献していないにもかかわらず著者に名前を連ねる行為（ギフトオーサiership）や、研究に重要な貢献をしているにもかかわらず成果物に明記しない行為（ゴーストオーサiership）は慎まなければならない。

第 15 条 共同研究の成果の一部を、他の共同研究者の同意なく単著で発表することは慎まなければならない。

第 16 条 その他、研究成果を学会などで発表する場合は、関係する規程、要項等を遵守しなければならない。

（引用）

第 17 条 研究は、先行業績の上に新たな知見を積み重ねることである。したがって、先行業績の検討に際しては、自説と他説とを峻別することが重要であり、これを怠ると盗作もしくは剽窃として最も重大な倫理違反の一つとなることを強く自覚しなければならない。

第 18 条 引用はできる限り原典主義を貫くべきであり、原典が入手できない等の止むを得ない場合にのみ、いわゆる「孫引き」が許される。

（論文投稿）

第 19 条 原著の投稿、あるいは公表については、二重（多重）に行ってはならない。

第 20 条 すでに自身によって公表された研究成果の一部を修正して発表する場合は、その旨を明示しなければならない。

第 21 条 その他、論文等を研究誌に投稿する場合は、投稿規程、執筆要項等を遵守しなければならない。

（ハラスメント）

第 22 条 会員は、ある職種を特定するなどして、不当な中傷あるいは誹謗を行ってはならない。

第 23 条 会員は、研究活動において、いかなるハラスメント行為をしてはならない。

（規程の改廃）

第 24 条 この規程は、理事会の決議を経て、改廃することができる。

[附則]

1. 本ガイドラインは、2020年6月9日から施行する。